

特別養護老人ホーム東海の里利用料金表(一日あたり)

令和7年7月1日現在

介護保険(利用者負担1割分)

単位数

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
全員対象	介護保険サービス費 個室	589	659	732	802	871		
	多床室	589	659	732	802	871		
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	「新規」入所者のうち、重度者や認知症高齢者が一定割合以上であり、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合の加算です。					
	看護体制加算(Ⅰ)	4	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師を1名以上配置している場合の加算です。					
	看護体制加算(Ⅱ)	8	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、基準を上回る看護職員の配置や、他の医療機関等の看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保している場合の加算です。					
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16	夜勤を行なう介護職員が基準を上回って配置されている場合の加算です。					
	精神科医師定期的療養指導加算	5	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われる体制が整っており実施されている場合の加算です。					
	栄養マネジメント強化加算	11	管理栄養士を必要数配置し、利用者の栄養状態の改善・維持を目指すため、ミールラウンド(実際の食事の食べ方の確認)の実施や適切な栄養ケアを行う体制が整っている場合の加算です。					
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10(1月あたり)	施設内での感染症対策を強化し、入所者の安全を確保するための取り組みです。また、高齢者施設で感染症が発生した場合に療養を行う医療機関との連携や、他の入所者への感染拡大を防止するための取り組みに対する加算です。					
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5(1月あたり)						
利用に応じて対象	協力医療機関連携加算	50(1月あたり)	施設と医療機関の連携を強化し、入所者の安全と健康を守るために取り組みです。介護施設と協力医療機関との間で入所者の病歴や健康情報を共有し、定期的な会議を通じて連携を強化することに対する加算です。					
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50(1月あたり)	入所者ごとの日常生活の値や疾病の状況等の情報についてLIFE(科学的介護情報システム)を用いて厚生労働省に提出し、厚生労働省の蓄積したデータによるフィードバックの提供を受け、必要に応じてサービス計画を見直す等活用した場合の加算です。					
	安全対策体制加算	20	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることから、入所時に1回を限度として算定される加算です。					
	介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	合計単位の1,000分の140に相当する単位数	介護職員等の待遇改善のために使用される加算です。					
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者様毎に機能訓練計画を作成し、それに基づいて機能訓練を実施した場合の加算です。					
	若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症入所者に対してサービスを提供した場合の加算です。					
	配置医師緊急時対応加算	325単位 (1回あたり)	時間外	施設と医師の連携を強化し、入所者の安全を確保するための取り組みです。介護施設において入所者が急変した際に、配置医師が迅速に対応できる体制を整備し、入所者の安全と健康を守ることに対する加算です。				
		650単位 (1回あたり)	早朝・夜間					
		1,300単位 (1回あたり)	深夜					
	看取り介護加算(Ⅰ)	72	(死亡日以前45日前～31日前)	施設において看取り介護を行なった場合の加算です。				
		144	(死亡日30日前～4日前)					
		680	(死亡日前々日・前日)					
		1280	(死亡日)					
	初期加算	30	入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って加算されます。					
	外泊時費用	246	病院への入院や居宅へ外泊をした時の、1日の利用料となります。(月6日まで)					

介護保険の単価は、1単位=10.14円です。負担割合は、1割から3割です。

体制加算及び介護職員待遇改善加算は、利用者様全員に加算されるものです。それ以外の加算については、それぞれ利用に応じて加算されます。

【単位:円】

介護保険対象外

食事代(基本料金)		1,445円(第4段階)			
食事代 (利用者負担限度額※)		第1段階 300	第2段階 390	第3段階① 650	第3段階② 1,360
居住費 (基本料金)	個室	1,231(第4段階)			
	多床室	915(第4段階)			
居住費 (利用者 負担限度額※)	個室	第1段階 380	第2段階 480	第3段階①・② 880	
	多床室	第1段階 0	第2段階 430	第3段階①・② 430	

また、日常生活用品費等別途必要となります。

※利用者負担限度額とは

本人の所得や世帯の課税状況等によって、自己負担(食費・居住費)が減額されます。

利用者負担段階	世帯の状況
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が120万円超の方
第4段階	上記以外の方

なお、次の1及び2のいずれかの場合は対象となりません。

- 1 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
- 2 第1段階 :預貯金等の額が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
 第2段階 :預貯金等の額が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える
 第3段階①:預貯金等の額が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える
 第3段階②:預貯金等の額が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える

詳しくは、介護保険被保険者証に記載されている市町村の介護保険担当課へご確認ください。